

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年4月25日午後2時00分犬山市役所2階202・203会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修	欠席	10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

3 番	小川 豊	5 番	安田 勝明
-----	------	-----	-------

議長

それでは議案一覧表に基づき、第8号議案から第15号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

では説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。第8号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書2ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

譲受人は城東地区に居住しており、水稻や野菜を耕作しております。申請地は以前から近辺に居住し、隣接する農地を耕作している譲受人に利用権の設定をしておりました。今後も譲受人に耕作を続けてもらうため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて番号2番。

【議案説明】

譲受人は犬山市に居住しており、扶桑町で野菜を耕作しております。譲渡人は高齢のため営農が困難になっており、また、後継者がいないため耕作できる人を探していたところ、譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を所得するため、4月19日に城東地区の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、扶桑町の畑で2年間農業を行っていること。申請地では水稻を耕作すること。また、草刈を定期

的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、耕作を行うことに強い意志を示しており、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

続いて番号 3 番。

【議案説明】

譲受人は犬山市に居住しており、水稻や野菜を耕作しております。申請地の管理は、所有者である譲受人と譲渡人で協力して管理をしておりました。しかし、譲渡人が高齢により管理が難しくなったため、譲受人の単独所有とするため本申請となりました。

譲受人は耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて番号 4 番。

【議案説明】

譲受人は犬山市に居住しており、梅や柿を耕作しております。今回、申請地の隣地を分家住宅に転用することになり、申請地がめくら地になることで譲渡人が耕作できなくなることから、隣地転用者の母である譲受人が今後耕作をすることで話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を所得するため、4月11日に楽田地区の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、実家や夫の実家の農業を16年間手伝っていたこと、申請地では里芋やハーブなどを育てること、草刈を定期的に行うことで周辺住民に迷惑をかけないよう

にするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書 4 ページをご覧ください。第 9 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書 5 ページ目をご覧ください。番号 1 番。

【議案説明】

申請者は現在、名古屋市の賃貸住宅に妻と二人で生活しております。このまま借家生活を続けることは確たる生活基盤を持たずに生活することであり不安なため、また、申請地の北側に居住する母の面倒をみるため、申請地を自己用住宅へ転用する計画がされました。

地図資料の 26 ページを御覧ください。申請地の周囲にはコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水については集水桝にて集水し、南側道路側溝へ放流します。汚水については、合併浄化槽にて処理し、雨水とともに道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 7 番オー（ア）－b で、エー（ア）－b、－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満であるもので 2 種農地に該当します。許可基準は右側の 34 番オー（イ）－b で、イー（イ）－c、d、g、h のいずれかに該当する場合に該当します。本申請は、表面左側 10 番イー（イ）－c－（e）、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書 6 ページをご覧ください。第 10 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書の 7 ページをご覧ください。番号 1 番。

【議案説明】

譲受人は、大口町の実家にて両親と弟の4人で生活しております。今回、譲受人の兄夫婦が実家に引っ越し、実家を後継することになりました。このまま実家で生活することが手狭になるため、譲受人の母が所有する申請地に分家住宅を建設する計画があり本申請となりました。

本申請により、西側の農地がめくら地になりますが、先ほど説明させていただいた通り、農地法3条の申請により、譲受人の母が管理をする計画となっております。

地図資料の32ページを御覧ください。申請地の西側にコンクリートブロック等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は集水枥で集めて、東側道路側溝へ放流します。汚水は東側の公共下水道へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側番、エー（ア）ーbー（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可することができるに該当します。

議案書の8ページをご覧ください。第11号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の9ページをご覧ください。番号1番。

【議案説明】

申請地はたどり着くことが困難な山林の中にあります。急傾斜地となっており転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、山林化しており再生困難な状態です。

4月19日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地付近を確認しました。現地は山林となっており、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

議案書の10ページをご覧ください。第12号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改定する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の11ページをご覧ください。今月の案件は9件で、機構での利用権設定です。

整理番号1番が犬山地区、2番が城東地区、3番から5番が羽黒地区、6番から9番が楽田地区の案件となります。

議案書の14ページをご覧ください。第13号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の素案提出についてです。

議案書の15ページをご覧ください。

整理番号1番から4番が城東地区、5番が羽黒地区、6番が楽田地区の案件となります。

議案書の18ページをご覧ください。第14号議案、犬山市農業委員会総会規則の一部改正についてです。

今回の改正内容は、大きく分けて2つです。

1つ目が、傍聴規則の制定に伴う改正です。今回、犬山市農業委員会傍聴規則を制定するにあたって、総会規則にも傍聴規則について記載をする改正となっております。議案書の20ページの新旧対照表をご覧ください。傍聴については、第23条に記載されております。これまでは、傍聴については総会規則に記載されている内容のみ定めておりましたが、今後は傍聴規則にてより詳しく定めるため、改正後のように、傍聴規則にて定めるといった内容となっております。

2つ目が、推進委員についてです。推進委員については、農

業委員会等に関する法律では記載がありましたが、総会規則には記載がありませんでした。今後は出席等の根拠を明確にするため、推進委員についても改正しております。例えば、20ページの新旧対照表の第2条第4項の部分について、これまで「すべての委員」と記載されていたものを、「委員及び農地利用最適化推進委員」と改正しております。

その他、文言の修正など軽微な改正もございますので、ご確認ください。

続いて議案書の21ページをご覧ください。第15号議案、犬山市農業委員会傍聴規則の制定についてです。

現在、総会の傍聴については、総会規則第23条で定めておりますが、具体的な内容等が定められていなかったため、今回、新たに傍聴規則を制定することとなりました。また、15号議案については、A4の補足資料を3枚、本日配布いたしましたのでご覧ください。

1枚目が、傍聴人に関する注意事項についてです。傍聴の際の注意事項を記載しております。こちらについては傍聴人に当日配布します。

2枚目が、傍聴人への配慮についてです。傍聴人に対する配慮として、委員の皆様へのお願いが記載されております。今後の総会では、こちらに記載のある内容のご配慮をお願いします。

また、議案書の22ページから23ページに、傍聴規則の傍聴規則と、24ページに、傍聴の際に、傍聴人に記載していただく受付簿の様式がございますので、ご確認ください。

説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第8号議案から第15号議案までの説明がありました。

これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか

か。

議長

では、私からいいですか。2つ確認をしたいんですが。

1つは、議案書の2ページの番号2番の方、マンションが住まいだということですよね。扶桑で実績があるというお話でしたが、今回は水田ということだと、農業用機械が要ると思うんですが、機械はどうされてるのかを教えてください。もう1つは、本申請は所有権移転ですよ。賃借権ではなくて所有権移転ってことになる、将来的なこともお考えなんでしょうし、本人の意向みたいなことは何か確認されておりますか。

事務局

質問にお答えします。

1つ目については、祖父の実家が犬山市にありまして、そちらにトラクターや中型トラックなどの機械を保管し使用すると聞いております。2つ目については、耕作をきちんとやっていくことを面談で確認しております。作物を販売することまではまだ考えておらず、自家消費のみですがしっかりと耕作することを聞いております。

議長

わかりました。もう1点だけ確認です。

議案書の5ページの番号1番、始末書という記載がありますが、始末書はどのような内容なのか、お願いします。

事務局

はい、ご質問にお答えいたします。

地図資料の、26ページをご覧くださいと、解体予定と記載がされている倉庫があります。こちらの倉庫を建てた当時に農地法に基づく手続きを行っておりませんでした。今回の申請に伴い解体をするんですけれども、手続きが行われていない倉庫に対する始末書として添付させていただいております。以上です。

議長

ありがとうございました。わかりました。

他の方はご質問等よろしいでしょうか。

それでは、他に質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

15分ぐらいということで、14時50分まで地区審議をお願いします。

午前14時35分 地区審議

午前14時50分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第8号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番、2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 3番について、羽黒地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

3番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 4番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

4番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第8号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて第9号議案農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

 1番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第9号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて、第10号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

 1番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。

 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第10号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて、第11号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

 1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第11号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました

 続いて第12号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改定する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

 1番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です

 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

 2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番から5番について、羽黒地区お願いします。

宮島委員 7 番の宮島です。
3 番から 5 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 6 番から 9 番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10 番の田中です。
6 番から 9 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 12 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて第 13 号議案に入りますが、本議案には齋藤委員が役員を務める法人と、田中隆委員が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、齋藤委員と田中委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【齋藤委員、田中委員 退席】

議長 それでは第 13 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。
1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2 番について、羽黒地区お願いします。

宮島委員 7 番の宮島です。

2 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3 番について、楽田地区の内容となりますが、田中隆委員は一時退席であり、かつ、河村委員は本日欠席のため、楽田地区の委員は不在となることから、本申請については、中立委員の田中幸子委員より意見ををお願いします。

田中委員 中立委員の田中です。

楽田地区の委員からの異議は特にないとのことですので、番号 3 番について可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 13 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。齋藤委員、田中委員は席へお戻りください。

【齋藤委員、田中委員 着席】

議長 続いて第 14 号議案、犬山市農業委員会総会規則の一部改正について意見の決定を求めます。

全委員さんにお諮りします。

第 14 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。続いて第15号議案、犬山市農業委員会傍聴規則の制定について意見の決定を求めます。

 全委員さんにお諮りします。

 第15号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。

 議案書の25ページをご覧ください。報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は3件です。

 議案書の27ページをご覧ください。報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は5件です。

議長 ありがとうございます。
 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。
 これで本日予定しました案件は全て終了しました。
 これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。